静岡県監査委員告示第12号

静岡県職員措置請求(静岡県バスケットボール協会に対する補助金の交付に関する住民監査請求)の監査 結果(平成29年2月14日静岡県監査委員告示第2号)に付された意見に基づいて改善措置を講じた旨の通知 があったので、次のとおり公表する。

平成29年5月30日

静岡県監査委員 青木 清高 静岡県監査委員 城塚 浩 静岡県監査委員 吉川 雄二 静岡県監査委員 佐野 愛子

意見を付した監査対象機関	監査結果通知年月日
文化・観光部 スポーツ局スポーツ振興課	平成29年2月3日

【意見の内容】

監査対象機関は、余剰金問題に関する調査を早急に進め事実関係の把握に努めるとともに、調査結果に基づき、適切な措置を講じられたい。

また、補助金の交付決定や交付額の確定等の事務処理にあたっては、県民に疑念を抱かれることのないよう、引き続き、入念なチェックに努められたい。

【措置の内容】

静岡県バスケットボール協会(以下、協会)からの聞き取り調査等の結果を踏まえ、以下のとおり対応する。

- 1 平成7年度・11年度のアジア女子バスケットボール選手権大会補助金の取扱い 以下の理由から、補助金の返還は求められない。
- | 不当利得返還請求権としての返還請求

いずれの補助金も、現存する資料の調査では目的外使用の事実は確認できなかった。なお、いずれ も交付決定の期日から 10 年を経過していることから、債権の消滅時効が成立しており、不当利得を 理由とした返還は求められない。

② 不法行為による損害賠償請求としての返還請求

平成7年度の補助金は、不法行為の事実が認められても、交付決定から20年を経過し、損害賠償 請求権の消滅時効が成立しており、損害賠償を求められない。

平成11年度の補助金は、交付決定から20年を経過していないが、現存する資料では不法行為の立証ができないため、損害賠償を求められない。

2 平成28年度に交付している「競技力向上対策事業費補助金」の取扱い

調査では、一方で、協会の意思決定や会計処理などの事務執行に不適切な点が多くあることが明らかとなった。

そこで、補助事業者としての事務執行の適正さを確保するよう、補助事業の実績報告の期限となる平成 29 年 4 月 10 日までに是正措置を実施することを勧告し、協会から是正措置の実施が報告されるまで、補助金の交付確定を留保する。

<勧告する是正措置の内容>

- ① 補助事業者として補助事業の適正な執行ができる体制の確保
- ② 協会の規程に反した手続きによる会計処理及び意思決定の是正

なお、協会から平成29年4月10日までに報告はなかったものの、現在、事務執行の改善を図る動きがあるため、協会からの報告をもって対応を検討する予定である。